

（事故自動緊急通報装置）

第51条の4 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第43条の8の規定は適用しない。

- 一 令和元年12月31日以前に製作された自動車
- 二 令和2年1月1日から令和3年6月30日まで（輸入された自動車にあつては令和2年1月1日から令和6年6月30日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和元年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和2年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和元年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和3年6月30日（輸入された自動車にあつては令和6年6月30日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 2 令和3年7月1日（輸入された自動車にあつては令和6年7月1日）以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第67条の4及び第145条の4中「協定規則第144号の規則35.（通報先に係る部分を除く。）」とあるのは「協定規則第144号改訂版の規則35.（通報先に係る部分を除く。）及び35.2.」と読み替えることができる。
- 3 次に掲げる自動車については、細目告示第67条の四及び第145条の4の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第67条の4及び第145条の4の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和4年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの